

議案第 1 1 号

大口町公民館運営審議会設置条例の一部改正について

大口町公民館運営審議会設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 4 年 3 月 2 日提出

大口町長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 2 3 年法律第 1 0 5 号）が平成 2 3 年 8 月 3 0 日に公布され、社会教育法（昭和 2 4 年法律第 2 0 7 号）の一部が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町公民館運営審議会設置条例の一部を改正する条例

大口町公民館運営審議会設置条例（平成6年大口町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、法第30条第1項の規定に基づき」を「、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

大口町公民館運営審議会設置条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(委員)</p> <p>第2条 審議会委員（以下「委員」という。） <u>は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から</u>教育委員会が委嘱し、その定数は10名以内とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>(委員)</p> <p>第2条 審議会委員（以下「委員」という。） <u>は、法第30条第1項の規定に基づき</u>教育委員会が委嘱し、その定数は10名以内とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>